

「倫理規程」及び「鑑定評価監視委員会規程」の 一部改正について（案）

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
企 画 委 員 会

1. 改正の経緯

○国土交通省より、モニタリングにて「注意相当」として行政指導を受けた鑑定業者について、同省から当連合会に対し、同省と連携して追跡調査を実施してほしい旨の要請のあったことを受け、会長及び企画委員長並びに鑑定評価監視委員会検査部会長を交えて協議した結果、対応における方向性が一致したことから、「倫理規程」及び「鑑定評価監視委員会規程」の一部改正を行います。

○その他、文言等の軽微な修正を行います。

2. 主な改正のポイント

倫理規程

（１）『倫理規程』第 8 条第 3 項として、「会員は、価格等調査業務に関し国の行政指導を受けた場合には、その旨をすみやかに連合会に報告するものとする。」を新設。

⇒平成 27 年 12 月 22 日改正「懲戒規程」第 43 条（報告及び検査）に連動させるため、
3 項を新設しました。

（２）『倫理規程』に関しては、従前、暴対法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）に対応する規定がなかったことから、第 17 条を改正し、反社会的勢力の排除に関する条項を新たに追加。

⇒倫理規程第 17 条に他団体の規定等をモデル例として「反社会的勢力の排除」を挿入、
従前の「不正行為の禁止条項」は同条第 2 項に移し、抽象的な表現を具体化しました。

鑑定評価監視委員会規程

（１）『鑑定評価監視委員会規程』第 4 条に、本会が当該規程に基づき検査を行う場合、

①国土交通省から、不動産の鑑定評価に関する法律第 45 条に定める検査に関連して、特に検査を行うことが妥当と認め、鑑定評価監視委員会に対して当該検査を行うことを要請するものとし、②当該要請について、委員会が当該要請が妥当であると認めた場合は、当該調査を検査部会に行わせ、その結果を国土交通省に報告することを追加。

⇒平成 27 年 12 月 22 日改正「懲戒規程」第 43 条(報告及び検査)及び倫理規程改正案第 8 条第 1 項(「会員は、価格等調査業務に関し、国の行政指導を受けた場合は、その旨をすみやかに連合会に報告するものとする。」の新設)に対応して、第 4 条を新設しました。

(2) 語句の修正等

改正「懲戒規程」を踏まえ、『鑑定評価監視委員会規程』第 2 条にある「綱紀委員会」を、「綱紀・懲戒委員会」に変更し、また同規程第 8 条第 2 項にある「協会」を削除した。

以上